

歯周疾患検診を受けましょう!!

歯周疾患検診は、生活習慣病予防の第一歩です

- 期 限：令和5年2月28日(火)まで
- 対象者：40・45・50・55・60・65・70歳の方(令和5年4月1日時点の年齢)
- 個人負担金：500円(70歳の方、令和3年度市民税非課税世帯の方、生活保護世帯の方は個人負担金が免除)

歯周病は、単なる口腔の病気ではなく、全身の健康に影響を及ぼしていることをご存じですか？

歯周病菌やその毒素は、歯周ポケットから血管の中に侵入し全身に回ります。血液中の毒素は、脂肪組織や肝臓に作用して、血糖を下げるホルモンであるインスリンの働きを邪魔し、血糖値に悪影響を及ぼします。一方で、歯周病の治療を行うと、血糖値のコントロール状態を示すHbA1c値も改善することが報告されています。

必ず検診を受けて、生活習慣病を予防しましょう!!



肝炎ウイルス検査を受けましょう!!

早期発見すれば、肝硬変・肝がんの進展予防に!!

- 期 限：令和5年2月28日(火)まで
- 対象者：40・45・50・55・60・65・70歳の方(令和5年4月1日時点の年齢)で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方
- 個人負担金：無料

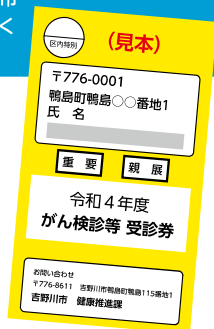
日本人の40人に1人がB型あるいはC型肝炎ウイルスに感染していると推定され、特に40歳代以降の方に検査が推奨されています。肝がんの原因は肝炎ウイルスによるものが80%以上を占めていますが、早期発見すれば治療も可能です。医療費の助成制度もあります。

対象となる方で、今まで肝炎ウイルス検査を受けたことがない方は、必ず検査を受けてください。

※今年度の対象でない方や、過去に検査を受けたことがない方は、徳島県が委託する医療機関、各保健所で受けることができます。検査料金は無料です。検査希望の方は、吉野川保健所(☎24-1114)へ問い合わせください。

上記の歯周疾患検診、肝炎ウイルス検査の対象の方には、5月下旬に個人通知した『令和4年度がん検診等受診券』の中に氏名が印字されています。

★実施医療機関は、『令和4年度がん検診等のお知らせ』または市ホームページをご覧ください。



● 問い合わせ 健康推進課 ☎22-2268 FAX22-2245

認知症サポーター養成講座を開催します!!

～みなさんも『認知症サポーター』になりませんか～

●認知症サポーターとは

認知症サポーターは「なにか」特別なことをする人ではありません。認知症を正しく理解し、地域や職場で認知症の人や家族を温かく見守り支える「応援者」です。受講修了後は、認知症サポーターの証として『認知症サポーターカード』を配布します。



吉野川市の認知症サポーター養成講座を受講された方は延4,920人います!!

と き	10月4日(火)	午後1時30分～3時(午後1時より受付)
と ころ		日本フネン市民プラザ センター棟2階 多目的室(大)
内 容	1) 認知症とは 2) 認知症の症状 3) 認知症の予防 4) 認知症の方への接し方 5) 認知症サポーターとは ※受講された方にテキストおよび認知症サポーターカードを無料配布します。	
講 師	キャラバン・メイト(徳島県キャラバン・メイト養成研修受講者)	
申し込み	市地域包括支援センター(☎22-2744)へ申し込みください。 申込期限 9月27日(火)まで ※定員に限りがありますので、希望する方は早めに申し込みください。	

※新型コロナウイルスの感染状況により、中止となる場合があります。台風などで警報が発令されている時には中止となります。※感染予防のため、各自で検温を済ませ、マスクの着用をお願いします。

● 問い合わせ 吉野川市地域包括支援センター ☎22-2744 FAX22-2746

人権とひびくす

事前登録型の本人通知制度の登録について、考えてみませんか

本市では平成31年に、「吉野川市事前登録型本人通知制度」を開始しましたが、皆さんご存じでしょうか。すでに登録されている方もいると思います。

この制度は、個人情報記載された戸籍謄本や住民票の写しなどを、本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録している方に交付の事実を郵送でお知らせするものです。

この制度ができた背景には、平成17年頃から国家資格を持つ行政書士や弁護士などが、他人の戸籍や住民票を大量に不正取得し、探偵社や興行所に横流しする事件が全国的に相次いだということがありました。

令和3年にも、栃木県内の行政書士が「職務上、戸籍などの取得が必要だ」と偽って、約5年間に全国の探偵55社から依頼を受け、

約3500通の戸籍謄本などを不正取得していたことが判明しました。これらの個人情報販売や、結婚相手の身元調査やストーカー事件、振り込み詐欺や悪質な訪問販売などに悪用されていました。個人情報が本人の知らないところで不正に取得され、それが人権侵害につながっているというこのような行為は、そのまま放置しておくわけにはいきません。この制度は不正請求および不正取得を防止するとともに、一人でも多くの方が登録することによって不正請求の抑止に効果的であり、自分や周りの人を守ることにつながります。あわせて、事前登録することは、私たちが差別を許さない行動の第一歩を踏み出すことにもなります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。左記まで問い合わせください。

制度に対する問い合わせ
人権課 ☎22-2229
市民課 ☎22-2260
登録に関する手続き、問い合わせ
市民課 ☎22-2210
FAX 22-2245

8月は「電気使用安全月間」です。
[アース線を取り付けましょう]

8月は「電気使用安全月間」です。
[壊れたプラグやコンセントは取り換えましょう]